

令和6年7月31日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

指定更新時集団指導の実施について

指定更新時の集団指導の実施につきまして、近畿厚生局より、令和6年7月31日付けで、対象医療機関あてに通知文書が送付されますので、お知らせいたします。

今回は、「令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に指定更新が到来する保険医療機関」が対象です。対象外の医療機関は集団指導を受けることはできませんので、ご注意ください。

実施方法は下記のとおりです。

記

○更新時集団指導は、昨年と同様、「eラーニング」を視聴することにより、更新時集団指導に出席したものとみなされます。

○「令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に指定更新が到来する保険医療機関」が対象です。対象外の医療機関は集団指導を受けることはできません。

○指導対象者は、開設者、管理者、保険医です。

管理者は「eラーニング」を必ず視聴いただきますようお願いいたします。

○視聴期間は、令和6年8月1日（木）から令和6年8月31日（土）までです。

○「eラーニング」のログインIDとログインパスワードは、実施通知送付時に設定される予定です。

○「eラーニング」の視聴方法は、別紙の実施通知をご参照ください。

インターネット環境がない等の理由により、「eラーニング」の視聴が困難な場合は、近畿厚生局指導監査課（電話 06-7663-7665）までお問い合わせ願います。

○指定更新時の集団指導は、出席しなかった医療機関が「個別指導」に移行するなどのペナルティは課せられない（受講記録は残る）とされていますが、適正な保険診療を行う観点から、「eラーニング」方式による集団指導を受けていただき、保険診療について理解を深めていただきたいと考えております。

○会員の先生におかれましては、郡市区医師会において開催される「社会保険指導講習会」にご参加賜り、改めて指導監査や保険請求等について認識を高めていただき、適正な保険診療に努めていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【照会等連絡先】

近畿厚生局指導監査課

〒540-0011 大阪府中央区農人橋 1－1－22 大江ビル 8 階

電話 06-7663-7665 FAX 06-4791-7355

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府医師会 保険医療課 TEL : 06-6763-7001